

競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規程

制定 平成19年3月14日

改正 平成20年7月30日

(目的)

第1条 この規程は、国土館大学（以下「本大学」という。）における競争的資金に係る研究活動の不正行為に関し、研究者等からの組織的又は個人的な相談又は告発の適正な処理の手続きを定めることにより、研究者の責任ある遂行に向けて規範意識の向上に資するとともに本規程第2条で定める不正行為の未然防止と早期発見及びその是正を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 この規程の対象とする研究活動は、政府及びこれに準ずる機関が交付する競争的資金の助成を受ける場合のものであり、その対象とする不正行為は、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用とする。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない。

(調査委員会)

第3条 本大学は、告発された事項に関する事実関係の調査のための調査委員会を置くことができる。

- 2 調査委員会は、委員長及び委員若干名で組織し、当該事案に限定した任務とする。
- 3 委員長は副学長をもって充て、学長が任命する。
- 4 委員は、本大学の教授及び学外の教授相当職の研究者を含め、学長が委嘱する。
- 5 調査委員会の庶務は監査室が行う。

(所管及び窓口の設置)

第4条 研究者等からの通報受付事務窓口を監査室に置き、監査室長が当たる。

- 2 教務部学術研究支援課は、第1条の目的のため、競争的資金に関する研究事業の公募に係る説明会等において、不正行為に関する関連情報を提供するものとする。

(告発の方法)

第5条 告発及び相談の窓口の利用方法・手段は、電話、電子メール、FAX、書面及び面談とする。

(告発等の取扱)

第6条 告発は、原則として顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ等、不正行為の態様等、事案の内容等が明示され、かつ不正とする科学的・合理的理由を示されているもののみを受け付けるものとする。

2 前項にかかわらず、匿名による告発があった場合は、内容に応じ顕名の告発に準じた取扱いをすることができるものとする。

3 報道や学会等の研究者により不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名の場合に準じて取扱うことができる。

4 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発、相談について、学長がその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると告発された者をいう。)に警告を行うものとする。

(協力義務)

第7条 各部署及び本大学専任教職員は、告発された内容の事実関係の調査に際し、調査委員長から協力の要請があった場合は、協力しなければならない。

(是正措置等)

第8条 調査委員会の調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本大学は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(不正行為者に対する懲戒)

第9条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、学校法人国士舘(以下「本法人」という。)は当該行為に直接的か又は間接的かを問わず関与した者に対し、国士舘大学教員規則又は学校法人国士舘職員就業規則(以下「規則」という。)に基づき、懲戒することができる。

(告発者の保護・懲戒)

第10条 本法人及び本大学は、告発者等が相談又は告発したことを理由として、告発者等に対していかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 本法人及び本大学は、告発者等が相談又は告発したことを理由として、告発者等の研究環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。また、告発者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、規則に基づき懲戒することができる。

(個人情報保護及び懲戒)

第11条 本大学及び本規程に定める業務に携わる者は、告発された内容及び調査で得られた個人情報について守秘義務を負う。

2 前項で得た情報を漏洩した者は、学校法人国士舘個人情報保護規程及び規則等に基づき、懲戒することができる。

(告発者への通知)

第12条 本大学は、告発者に対して、調査結果及び是正結果について、被告発者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正目的の告発及び懲戒)

第13条 告発者等は、虚偽の告発や、他人を誹謗中傷する告発その他不正の目的の告発を行ってはならない。

2 本大学は、前項に該当する事実を確認した場合、告発を行った者に対し、規則に基づき、懲戒することができる。

(相談又は告発を受けた者の責務)

第14条 調査委員会の委員及び庶務担当者に限らず、相談又は告発を受けた者(告発者等の管理者、同僚等を含む。)は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(改廃等)

第15条 この規程の改廃は、学部長会及び研究所長会の議を経て理事会が決定する。

(細則)

第16条 この規程の施行に必要な事項は、別に細則を定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月30日施行し、平成20年4月1日から適用する。